

## 令和2年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年6月11日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和2年6月11日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 報告第2号 令和元年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
  - 報告第3号 令和元年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
  - 報告第4号 令和元年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
  - 報告第5号 令和元年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
  - 報告第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
  - 報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
  - 報告第8号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
  - 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第2号））
  - 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号））
  - 議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて
  - 議案第34号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第35号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第36号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第37号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第38号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第39号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第40号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第41号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第42号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第43号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第44号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第45号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 議案第46号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第 47 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 48 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 49 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 50 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 51 号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 52 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 53 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 54 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 55 号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 議案第 56 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 57 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 58 号 財産の無償貸付について
- 議案第 59 号 御嵩町行政区域内の可児市道の認定の承諾について
- 議案第 60 号 重複認定道路の管理に関する協議について
- 議案第 61 号 財産の取得について

## 議事日程第1号

令和2年6月11日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 6件

(1) 議会運営委員会委員長等の選任及び辞任について

(2) 新庁舎等建設特別委員会委員長等の選任及び辞任について

(3) 定例監査実施報告書

(4) 随時監査実施報告書

(5) 財政援助団体等監査報告書

(6) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和2年2月分から4月分まで）

町長報告 7件

報告第2号 令和元年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和元年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 令和元年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第5号 令和元年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第8号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 31件

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第2号））

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号））

議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

- 議案第 34 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 35 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 36 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 37 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 38 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 39 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 40 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 41 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 42 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 43 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 44 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 45 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 46 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 47 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 48 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める  
ことについて
- 議案第 49 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 50 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に  
ついて
- 議案第 51 号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 52 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 53 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 54 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 55 号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強  
化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の  
制定について
- 議案第 56 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 議案第 57 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 58 号 財産の無償貸付について
- 議案第 59 号 御嵩町行政区域内の可児市道の認定の承諾について

議案第 60 号 重複認定道路の管理に関する協議について

議案第 61 号 財産の取得について

日程第 5 議案の審議及び採決 16 件

議案第 33 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて

議案第 34 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 35 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 36 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 37 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 38 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 39 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 40 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 41 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 42 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 43 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 44 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 45 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 46 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 47 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 48 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

---

出席議員 (11名)

議長 高山 由行	1 番 清水 亮太	2 番 福井 俊雄
3 番 奥村 悟	5 番 安藤 信治	6 番 伏屋 光幸
7 番 安藤 雅子	8 番 山田 儀雄	10 番 大沢 まり子
11 番 岡本 隆子	12 番 谷口 鈴木	

欠席議員 (1名)

9 番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	寺本公行
教育長	高木俊朗	総務部長	須田和男
民生部長	加藤暢彦	建設部長	伊左次一郎
企画調整 担当参事	中井雄一郎	教育参事兼 学校教育課長	山田徹
総務防災課長	各務元規	企画課長	山田敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	渡辺一直	亜炭鉱廃坑 対策室長	筒井幹次
税務課長	金子文仁	住民環境課長	石原昭治
保険長寿課長	大久保嘉博	福祉課長	小木曾昌文
農林課長	高木雅春	上下水道課長	鍵谷和宏
建設課長	早川均	会計管理者	可児英治
生涯学習課長	古川孝		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中村治彦	議会事務局 書記	大脇敬之
--------	------	-------------	------

## 開会の宣告

### 議長（高山由行君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症対策中であり、いろいろな行動が制約されておりますが、また緊急事態宣言は解除されましたが、第2波、第3波の心配の中で改めて感染拡大を防止することを町民全体で取り組みましょう。

また、もう一つ、これはうれしいお知らせですが、御嵩町の宝でありますみたけの森のササユリが今まさに満開であります。今年は豚熱のせいでイノシシが少ないようでして、天敵のイノシシが芋も食べませんで、ここ数年で一番多くの花が今ついているようです。ここ二、三日は本当に満開の状態ですので、ぜひ皆さんもみたけの森に一度足を運んでいただきたい、そう思っています。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和2年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いいたします。

なお、加藤保郎議員は、本定例会に欠席する旨の提出がありましたので、報告いたします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

新型コロナウイルスも若干落ち着きを見せて、世の中がちょっと動き出したかなと感じられるようになりましたけれども、動き出せば、また感染拡大が起きていくということで、大変今油断はしていけないはずなのだと思います。世の中の流れを見ているところであります。

それでは、定例会挨拶に入りたいと思います。

御嵩町議会第2回定例会に開会に当たり、町政を巡る諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言は、令和2年4月7日に首都圏、関西圏、福岡県の7都道府県を対象に発令され、4月16日には対象地域が全国に広げられ、岐阜県を含む13都道府県を特定警戒都道府県と位置づけました。この4月7日から1か月の意味は、行動自粛を連休終了まで含ませる意図があつたのと推察しておりました。



私はこの新型コロナウイルス感染症拡大について、当初より強い危機感を抱いておりました。SARSでもMERSでもなく、エボラでもない危機感です。早い時期から職員全員にマスクの着用を指示したのも、その危機感を共有し、役場を訪れる町民の皆様にも感染拡大の懸念が強いことを目で見えて感じ取っていただきたかったからであります。

その後、ステイホーム、3密回避などの推進で徐々に感染拡大が抑えられ、特に5月以降は連休中の自粛もあり減少が顕著となったことで緊急事態宣言は5月14日と21日に段階的に解除され、25日には全面解除となりました。日本の対策は、WHOからも成功したと評価され、今後も感染経路の特定などに注力する姿勢を示したことも称賛されています。

本町においては、感染者が確認されましたが、それ以上の感染拡大がなかったことは不幸中の幸いです。これも議員の皆様をはじめ町民の皆様の良識ある行動のたまものであります。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

また、感染リスクのある中、強い責任感、使命感を持ち、新型コロナウイルスと闘い続けてくれている医療従事者の皆様に心より御礼申し上げます。長い闘いに大変お疲れになっただけでなく、少しだけでも心身ともにリフレッシュできる時間を取れる状況となることを願ってやみません。

と願いつつも、新型コロナウイルスは絶滅したわけでも絶滅するわけでもありません。したがって、完全な終息はありません。第2波のピークを遅らせ、低くしなければなりません。時間稼ぎをすることで、特效薬やワクチンの開発を待つ以外ありません。新型コロナウイルスを一般的なインフルエンザウイルスと同じ扱いをする日が一刻も早く来ることを祈るのみであります。第2波を小さくするためには、これまでと同様、密閉、密集、密接の3密回避、マスクの着用、小まめな手洗いを「新しい生活様式」として実践していく必要があります。あらゆる機会に新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人一人が高い衛生意識で感染対策の習慣を身につけ、今後も一丸となって頑張っていく必要がありますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

町内の小・中学校については、6月1日から分散登校が始まっており、6月15日からは通常登校が予定されています。子供たちの元気な声が聞こえ始めると、子供たちの健康や成長、学校で友達と力いっぱい多くのことを学んでほしいと願わずにはいられません。ウイルスを不安に感じる子、久しぶりの登校が心配な子、生活のリズムが乱れてしまった子もいるかもしれません。丁寧にケアするとともに、学校における感染拡大が発生しないよう最大限配慮してまいります。

議員の皆様におかれましても、各地区の課題やお困りの方の声を届けていただくとともに、多岐にわたる御提案を頂き誠にありがとうございます。私自身も「新しい生活様式」を実践し、



健康に十分注意をし、行政運営が滞らないように励んでまいりますので、皆様も感染予防に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

先ほどと重複するところもあるかと思いますが、4月7日、国の緊急事態宣言の発出を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、同日18時に庁内メンバーに消防団長と可茂消防御嵩分署長を構成員に加えた新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。

日々刻々と変化する感染者の増加や地域の状況に応じて、岐阜県防災情報通信システムを活用し、テレビ会議において知事、副知事と県内市町村長との間で意見交換を行うとともに、県の本部会議に本日までに14回参加し、また8回の本町の対策本部会議を開催し、方針についての議論をしてまいりました。

特に、大型連休を自宅で過ごすことが感染拡大防止への対策の鍵となることの判断から、在宅連休の徹底や事業所に対する休業要請を行ってまいりました。また、5月4日、政府の緊急事態宣言の期間延長を受けて、5月7日以降の学校臨時休業の延長や事業所への休業要請の延長など、連休中においても関係部署の職員を集めて対応を行ってきたところです。私も対策本部長として、防災行政無線において、そのときの状況によって内容を変更しながら町民の皆様へ呼びかけを行ったところ、多くの方に適切な行動を取っていただいたことで緊張感を維持し感染症の拡大にストップができたものと感じており、改めて町民の皆様へ感謝申し上げます。

現在、緊急事態宣言の解除を受け、特措法第37条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止することとなりましたが、引き続き御嵩町新型コロナウイルス感染症対策会議として岐阜県と連携しながら対策を講じてまいります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため本経済対策の全ての事項についての対応として、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されました。

本町としては、自粛生活が続く心身ともに疲弊されている中、一日でも早く以前のような日常に戻ることを願い、独自対応策を実施することとしました。

具体的には、生活支援として上水道料金支援、可燃ごみ袋配付、高齢者支援としてらくだネット協力店優待券配付、子育て支援として御嵩町子育て世帯応援特別給付金、学生支援として大学生生活支援給付金、大学生等生活物資費用等補助金など、今できることを少しでも早く町民の皆様へ支援が届くよう令和2年5月18日付で令和2年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分を行い、今まさに支給や配付を実施しております。

さらに、就職支援の一環として、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方、または企業等から採用の内定を取り消された方を対象に正職員を採用し、雇用支援を

実施します。

一方、国が進める簡素な仕組みで迅速かつ的確な家計への支援として1人10万円を寄附する特別定額給付金について、先月の5月7日からオンライン申請受付を開始し、また郵送による申請書を5月18日に発送し、現在のところ順調に指定の口座へ入金手続きを進めております。昨日、6月10日までの給付状況は、給付件数6,776件、対象件数7,497件の90.4%、給付額16億9,590万円、給付予定額18億2,830万円の92.8%となっており、多くの方が特別定額給付金を受け取っておられます。また、子育て世帯への支援として、児童手当を受給する方に対し対象児童1人1万円を給付する国の子育て世帯への臨時特別給付金も、本日、御嵩町子育て世帯応援特別給付金と併せて給付を開始しております。

これらの支援策が町民の皆様に少しでも早く届くよう、スピード感を持って事務を進めていくとともに、ウイズコロナに向けて「新しい生活様式」の定着や、段階的な社会経済の活動レベルの引上げ等への御協力について、町民の皆様への広報等、周知に努めてまいります。

現在、国においては令和2年度第2次補正予算が5月27日に閣議決定され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充や、災害対応における感染症予防対策、低所得のひとり親世帯への追加的な給付など、今後も事態の長期化に向けた対策が実施されます。本町としても、町民の皆様の日常生活への支援など、寄り添った対策を展開してまいります。

平成28年度の国の補正予算で措置された南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業は、いよいよ事業期間の最終年度を迎えました。幸いにも、現在施工中の現場関係者の中で現時点で新型コロナウイルスの感染者は確認されておらず、工事を中断するような事態には至っておりません。

一方、残り9か月余りとなった工事期間で並行して複数の工事が進行しており、各工事とも充填量の想定が難しい中、減額変更や追加発注の見極めが重要となっております。現状として、工事費は総体的に減額傾向にあります。一部の地区では設計を上回る充填量が想定される地区もあり、日々集計と想定を繰り返し、精査を行っております。

また、さらなる減額要因の発生に備え、令和2年度当初予算でお認めいただきました第6期計画値の地盤脆弱性調査に関する業務委託につきましては、既に発注を終え、現在対象地区においてボーリング調査等を行っており、今後も少しでも多くの地下空洞が対策できるよう年度末まで最大限の努力をしてまいります。

なお、現在中地内での施工中の第2、3期防災工事において、工事实績に対応する工事請負契約の変更に関する議案1件についても上程させていただいておりますので、併せて御審議のほどよろしく願いいたします。

道路点検で早期措置段階と判定された南山トンネルは、国の令和元年度補正予算の防災・減

災国土強靱化の強力な推進の下、防災・安全交付金を財源として令和2年3月補正に計上し、繰越事業として事業化いたしました。

さきの臨時議会において、工事請負契約の締結について御承認いただきましたので、本契約を締結し工事に着手できるよう準備をしているところです。工期は令和3年3月19日までで、主要な生活道路での工事となり交通規制などで御不便をおかけするところではありますが、インフラの長寿命化に向けた事業でありますので何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

農業委員会には、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進により、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことが最も重要な事務として位置づけられています。

本町では、14名の農業委員会委員を任命し精力的に活動していただいております。本年7月19日に3年の任期が満了するため、本定例会において選任同意案を提出しております。選任させていただいた皆様は全員、委員としてふさわしい方々と考えておりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

障害のある人が住み慣れた地域社会で日常生活や社会生活を営むための必要な支援拠点の一つであります共同生活援助施設、グループホームの施設整備につきまして、平成17年にあゆみ館を開所して以来、長い間議論を進めてまいりました。

そのような中、平成27年度から御嵩町障害者支援多機能事業所あゆみ館の管理運営を行っております非営利活動法人ささゆりは、グループホームの整備を掲げ、これまであゆみ館利用者の保護者でつくる家族会や建設等検討委員会による断続的な協議を積み重ねられてきました。本町とも幾度となく協議を行い、建設に向けて環境が整ったと判断され、本年度施設整備を目指すこととされました。

かねてから、そのために予定しておりましたあゆみ館北側の町所有の土地を非営利活動法人ささゆりに無償でお貸しするために、財産の無償貸付を本議会定例会に上程させていただいております。今後、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付の内示があり次第、建設着手に入られる予定で、本町としても引き続き必要なバックアップをしていくこととしております。

政府による新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受け、町内の小・中学校が臨時休業に至ってからはや3か月が経過しました。この間、卒業式や入学式など学校生活の節目である大切な諸行事の一部は時間短縮や参加者制限、会場設定等を考慮しながら開催してまいりました。本来ならば日々の教室で通常行われるべき児童や生徒と教師が対面して授業ができないため、各小・中学校においては教職員が想像力を働かせ、自学自習の呼びかけや学校からの課題学習の提示を見届け、インターネットを利用したオンライン授業の研究と活用に努めてまいりました。そして、国の緊急事態宣言の解除を受け、待ちに待った学校再開に向けて、ようやく

新年度の歩みが始まりかけたところです。

学校施設整備の面では、かねてから懸案課題となっております伏見小学校校舎の老朽化問題に関して、昨年度に行いました調査結果を受け、現在の建物躯体を生かしての大規模改造・改修の方針で、実施設計を来年度にかけて行う予定であります。また、これからの社会を切り開き、新時代を生き抜くために不可欠となるICT教育の推進として、国の提唱するGIGAスクール構想のネットワーク整備後にその基盤を活用していく児童・生徒1人1台のタブレット端末整備を進めてまいります。

いずれも今後多額の費用を必要とする事業ですが、未来を担う子供たちのために補助金や起債を利用して今定例会の補正予算に計上させていただいております。今後、事業計画の前倒しも多くなるかと思いますが、一歩ずつ教育の環境の場を築いてまいりますので、よろしくお願いいたします。

願興寺本堂修理工事については、現在、解体作業が順調に進んでおります。令和2年度中には本堂の解体が全て完了する見込みとなっております。また、事業主体である願興寺の負担金6,700万円を集めるため、支援組織である御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会による募金活動への協力を皆様をお願いしてまいりましたが、昨年7月1日から指定寄附金制度の許可を国から頂くことができました。

この制度は、願興寺本堂修理事業に伴う寄附をすると税制上の優遇措置が得られるもので、この6月30日までが期間となっております。指定寄附金制度の目標とする寄附金額を2,900万円とし、これまで御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会が中心となって寄附金募集を行ってまいりましたが、多くの企業や個人の方々から多額の寄附を頂き、令和2年4月末現在での寄附金額が約2,840万円となり、願興寺の負担額にも対応できる見込みとなっておりますことに深く感謝申し上げます。

これも本町の貴重な文化財であり国指定文化財でもある願興寺を次世代に残し守っていくことに御理解を頂いたたまものであり、温かい御支援にお礼申し上げますとともに、今後も令和8年まで続く本事業について皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

今回提出いたします令和2年度一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず歳入についてですが、GIGAスクール構想に係る国からの公立学校情報機器整備費のほか、ため池廃止機能等事業に係る農業農村整備事業補助金などを追加しております。

次に歳出であります。民生費では小規模保育事業所への運営補助金の増額、商工費で地域社会振興財団の事業採択に伴う可児才蔵武功伝承事業費の追加、教育費ではGIGAスクール構想タブレット購入費の追加、伏見小学校大規模改造に係る実施設計業務委託料の追加などを

計上し、補正予算額は歳入歳出とも1億5,410万円の追加となっております。

以上、町政を巡る諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、承認案件2件、人事案件16件、補正予算2件、条例6件、その他の議決案件5件、報告案件7件、都合38件であります。後ほど担当者から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 会議録署名議員の指名

#### 議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 清水亮太君、2番 福井俊雄君の2名を指名します。

---

#### 会期の決定

#### 議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る4月27日の議会運営委員会において、本日より6月19日までの9日間と決めさせていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月19日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

---

#### 諸般の報告

#### 議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 議会運営委員会委員長等の選任及び辞任について、2. 新庁舎等建設特別委員会委員長



の選任及び辞任について、3. 定例監査実施報告書、4. 随時監査実施報告書、5. 財政援助団体等監査報告書、6. 例月現金出納検査の結果について（令和2年2月分から4月分まで）、以上の6件、写しを配付し議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

町長報告を行います。

報告第2号 令和元年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について、報告第3号 令和元年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 令和元年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

#### 総務防災課長（各務元規君）

おはようございます。

それでは、報告第2号から報告第4号まで、3件続けて説明いたします。

まず報告第2号 令和元年度御嵩町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

令和元年度御嵩町一般会計予算で継続費として設定した消防費について、令和元年度年割額のうち年度内に支出を終わらなかった経費について、令和2年度に繰越ししましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告させていただきます。

裏面、2ページをお願いいたします。

繰越しした事業は消防費の亜炭鉱跡防災対策事業で、表の中ほど、令和元年度予算に計上した額と昨年の6月議会で御報告しました平成30年度から令和元年度へ逐次繰越しした額を合わせた継続費予算現額の合計欄18億7,532万4,840円のうち、令和元年度中に支出しました18億2,945万7,081円を差し引いた残額4,586万7,759円を全額令和2年度へ逐次繰越額としております。繰越額の財源は亜炭鉱跡防災対策事業補助金で、右端、特定財源欄のその他に計上しております。

以上で、令和元年度一般会計予算継続費繰越計算書の報告とさせていただきます。

続きまして3ページ、報告第3号 令和元年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和元年度の御嵩町一般会計予算の一部の事業を令和2年度に繰越しをしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越額を報告するものであります。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費 13 件について、款項及び事業名ごとに翌年度繰越額、財源内訳などを記載しております。

表の中ほど、金額欄は令和元年度の繰越明許費で定めた翌年度へ繰越しができる限度額を表しています。その右横、翌年度繰越額欄が限度額の範囲内で実際に令和 2 年度へ繰り越した金額を表示しています。

それぞれの事業内容は既に御説明申し上げておりますので省略させていただきますが、3 行目の保育園感染症拡大防止対策事業、7 行目の橋梁維持工事、5 ページに移りまして 1 行目の中学校空調設備設置事業の 3 つの事業は既に納品された分、あるいは前払いをしておりますので差し引いた分を翌年度繰越額としております。

以上、13 件の繰越総額は 3 億 6,703 万 1,690 円で、財源としましては御覧の表のとおりでございます。特定財源を除いた 9,934 万 1,000 円が令和元年度から令和 2 年度へ繰り越す一般財源となります。

以上で、令和元年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

続きまして 6 ページ、報告第 4 号 令和元年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和元年度御嵩町一般会計予算の土木費を令和 2 年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものであります。

7 ページをお願いいたします。

この事故繰越しの計算書は、令和元年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったものを翌年度に繰越しを行った繰越計算書となっております。

事故繰越しをした事業は井尻川改修事業で、令和元年度内の完成を目指していましたが、工事請負業者の資材調達が遅れるという事故が発生したため支出負担行為額から支出済額を差し引いた 2,184 万 2,460 円を令和 2 年度へ繰越額としております。

以上で、令和元年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告を終わります。

#### 議長（高山由行君）

続きまして、報告第 5 号 令和元年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第 6 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

#### 上下水道課長（鍵谷和宏君）

初めに、報告第 5 号 令和元年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、説明させていただきます。



諸般の報告つづりの 8 ページをお願いいたします。

令和元年度御嵩町水道事業会計予算の建設改良費及び営業費用を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものです。

次の 9 ページをお願いします。

水道事業会計予算繰越計算書となります。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越しは 2 事業となります。下水道関連移設事業の繰越額は 4,570 万円で、関連する南山台東団地面整備工事の工期延期のため翌年度に繰り越しております。

送配水管及び施設改良事業の繰越額は 3,560 万円で、次月高所加圧ポンプ場新設事業において、設計見直しなどに不測の日数を要したことなどから翌年度に繰り越したものです。

財源につきましては、出資金、工事負担金、損益勘定留保資金で、記載のとおりです。

次に、地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書きの規定による事故繰越額は、送配水管及び施設修繕事業で 180 万円です。関連する木下橋橋梁維持工事の工期延期のため、翌年度に繰越ししました。

財源は損益勘定留保資金です。

以上で、報告第 5 号 令和元年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

続きまして、報告第 6 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明させていただきます。

諸般の報告つづりの 10 ページをお願いいたします。

令和元年度御嵩町下水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

11 ページをお願いします。

下水道事業会計予算繰越計算書となります。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越しは未普及対策整備事業で、繰越額は 1 億 1,329 万 8,000 円です。南山台東団地面整備工事において、水道仮設配管などに不測の日数を要したため、水道支障移転補償費とともに繰り越しました。また、そのほかに農地から宅地への変更等に伴い必要となった公共汚水ます設置工事を併せて繰り越しております。

財源は国庫補助金、企業債、損益勘定留保資金で、記載のとおりです。

以上で、報告第 6 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

#### 議長（高山由行君）

報告第 7 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 早川均君。

**建設課長（早川 均君）**

それでは、諸般の報告つづりの 13 ページをお願いいたします。

報告第 7 号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告いたします。

それでは、つづり 14 ページをお願いいたします。

令和元年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書になります。

初めに、収益的収入及び支出から報告をいたします。

つづり 16、17 ページをお願いいたします。

見開きの表でございます。1. 収益的収入及び支出の(1)収入からです。決算額にて御説明をいたします。令和元年度は款 2 の事業外収益で、普通預金、定期預金の利息 2,410 円の収入がございました。収入については以上でございます。

次に、(2)支出です。支出の部では、款 2 販売費及び一般管理費の目 1 人件費において、監査員に対する報酬として 9,000 円を支出いたしました。その下段、目 2 経費では、節 1 の旅費で理事会に出席された議員の皆様方に対する費用弁償として 5,000 円を支出しております。以上から、支出合計は 1 万 4,000 円となりました。

続きまして、18、19 ページをお願いいたします。

こちらは 2. 資本的収入及び支出でございます。

令和元年度におきましては、収入及び支出ともございませんでした。

続きまして、20 ページをお願いいたします。

損益計算書になります。先ほど決算報告にて御説明をいたしました収益的収入及び支出によりまして、令和元年度は 1 万 1,590 円の当期純損失となりました。

次のページ、21 ページは年度末時点の貸借対照表になります。

表の左下、資産合計といたしまして 1,933 万 1,247 円の資産を保有しております。

続きまして、22 ページをお願いいたします。

22 ページには、年度末時点の財産目録でございます。

その隣の 23 ページについては、令和元年度のキャッシュ・フロー計算書でございます。

24 ページを続いてお願いいたします。

24 ページ、こちらからは決算の附属書類となります。

その隣、25 ページでございます。

令和元年度の事業報告でございます。令和元年度事業報告のうち、1. 概況、(1)総括事項としまして、令和元年度土地開発公社の事業で新たな用地取得はありませんでした。また、令

和元年度末現在で保有する土地もございません。

次に、2. 会計、(1)重要契約の要旨でも、令和元年度におきまして新たな用地取得契約はございませんでした。

少しページを飛びまして、28 ページをお願いいたします。

28 ページには監査の意見書の写しになります。去る令和2年4月24日において、監事の安藤雅博様と伏屋光幸様に決算監査を実施いただきまして、適切な処理をお認めいただいております。

以上が、令和元年度御嵩町土地開発公社の決算報告になります。

引き続き、令和2年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算について御説明をさせていただきます。

つづりの30 ページをお願いいたします。

こちらには令和2年度御嵩町土地開発公社の事業計画基本方針を掲載しております。

32 ページをお願いいたします。

こちらには令和2年度御嵩町土地開発公社の事業計画でございます。

本年度におきましては、現時点におきまして公有地の取得及び売却の予定はございません。

次の33 ページからは予算書になります。

34 ページをお願いいたします。

令和2年度御嵩町土地開発公社の予算でございます。

第1条は公社の予算を定める総則でございます。

第2条の収益的収入及び支出では、収入の第1款事業収益は見込まず、第2款事業外収益において受取利息の2,000円の収入を予定するものでございます。また、支出では第1款事業原価の支出は見込まず、第2款販売費及び一般管理費において、監事2名の報酬と理事3名の旅費、合わせて1万5,000円、第4款予備費の1万円を合わせた支出合計2万5,000円を予定するものでございます。

なお、この収入と支出の差額2万3,000円の不足額につきましては、前期繰越準備金で補填をするものとしております。

次の第3条、資本的収入及び支出では、本年度、現時点で新たな公有地の取得及び売却の予定がございませんので、収入、支出ともに見込んでございません。

次の35、36 ページにおきましては、収益的収支及び資本的収支の予算明細書でございます。

37 ページ以降につきましては、令和2年度の資金計画と予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告でございます。よろしく

お願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

報告第8号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 高木雅春君。

#### 農林課長（高木雅春君）

それでは、報告第8号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について御説明いたしますので、諸般の報告つづり40ページをお願いいたします。

町有地の信託に係る事務の処理状況を地方自治法第243条の3第3項の規定により御報告いたします。

次ページをお願いいたします。

森林経営信託財産目録になります。

1. 資産の部、森林信託の場所は北山地内で、増減はありません。信託預入金は累積で738万2,404円となっています。

2の負債の部では、借入金及び借入先はございません。

では、43ページをお願いいたします。

令和元年度森林経営信託事業実績になります。

間伐等を行った対象区域の面積は、森林簿上18.15ヘクタールで、施業可能区域は10.6ヘクタールです。実績も同様でしたので、達成率は100%となりました。

材積は、対象区域内で758立方メートルを見込みましたが、実績は1,141立方メートル、達成率では151%となりました。これは平成30年度に見込んだ材積より計画地から効率的に搬出することができたものでした。

作業道では、2,290メートルに対し施業可能区域、実績ともに877メートルとなり、達成率では100%となりました。

続きまして、44ページをお願いいたします。

令和元年度森林経営信託収支報告書になります。

1の収入の部では、間伐や作業道に係る補助金、用材や合板等による木材販売が主な収入となり収入合計では2,993万6,292円。

2の支出の部では、利用間伐費を柱に、作業道開設、作業道維持管理費、補助金申請に伴う手数料や市場に支払った手数料などで小計で2,942万4,265円となり、ここで令和元年度信託収益は51万2,027円となりましたので、この3%が信託手数料となり、支出の計では2,943万9,625円となりました。

したがいまして、3の信託積立金の令和元年度分では49万6,667円を積み立てることになり、積立金合計では738万2,404円となりました。

次に、45ページをお願いいたします。

令和2年度森林経営信託事業計画となります。

当年度は、24.09ヘクタールより1,972立方メートルの用材、あるいはパルプ材を間伐し、作業道では2,283メートルを計画します。これに係る1の収入は、昨年度と同様に、補助金、木材販売を主な収入に5,371万5,000円を予定し、2の支出においても、利用間伐費、作業道開設、作業道維持管理費を主な収入とし5,371万5,000円を予定しています。

以上で、町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告を終わります。

#### 議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。

なお、議事日程に少しそごがございましたので、暫時休憩中に差し替えますのでよろしくお願ひします。

再開予定時刻は10時15分といたします。

午前9時57分 休憩

---

午前10時15分 再開

#### 議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

---

#### 議案の上程及び提案理由の説明

#### 議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました承認第5号及び承認第6号と、議案第33号から議案第61号までの31件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件31件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、承認関係について行います。

承認第5号、令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）の専決処分承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

**総務防災課長（各務元規君）**

それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの表紙を開いて、1ページをお願いいたします。

令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月18日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものでございます。

お配りしてありますピンク色の表紙の補正予算書の令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

表紙をおめくりいただいて、1ページをお願いいたします。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に7,975万円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億7,396万円とする旨、規定しています。

歳入について御説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

本補正予算の歳入につきましては、款14国庫支出金は目01総務費国庫補助金、総務管理費補助金に子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金50万円を増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,410万8,000円を追加しております。

款18繰入金の財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整により485万8,000円の繰入れ減としております。

5ページの歳出をお願いいたします。

歳出は、全て款02総務費の目17新型コロナウイルス感染症対策費であります。

それでは、主な内容を申し上げます。

表の中段、節17備品購入費を御覧ください。ここでは感染症対策として、住民の健診などにおける感染拡大防止用の空気清浄機や図書消毒器のほか、子育て世帯包括支援として戸別訪問に必要な自動車など394万6,000円を計上しています。

節18負担金、補助及び交付金では、御嵩町独自の新型コロナウイルス感染症対応事業の予算を計上しています。補助金では、生活支援として4月分の水道料金を無料にする水道料金支援補助金と水道料金減免事業費補助金、合わせて3,700万円、高齢者支援として1人1,000円分の優待券配付に伴い協力事業者に対するらくだネット事業費補助金580万円、また学生支援として遠方の学生に保護者が食品などを仕送りに要した経費を補助する大学生等生活物資費用等補助金100万円、交付金では、学生1人につき1万円を給付する大学生等生活支援給付金として500万円、子育て支援は15歳以下の児童1人につき1万円を給付する子育て世帯応援特別給付金として2,350万円などを計上しております。



ほかにも事務経費としての需用費、役務費、委託料などを計上しております。

以上で、承認第5号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

承認第6号、令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

#### 上下水道課長（鍵谷和宏君）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて説明させていただきます。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月18日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

補正予算書つづりの水色の表紙、裏面の1ページをお願いいたします。

令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）は、御嵩町独自の新型コロナウイルス感染症対応事業の上水道料金支援のため一般会計から補助金を受け入れ、官公庁を除く全世帯及び全事業所の6月請求分（4月使用分）の上水道料金を減免するための補正です。

第2条から説明させていただきます。

令和2年度御嵩町水道事業会計予算第3条に定めた予定額を、収入は第1款水道事業収益を57万円増額し6億4,257万円に、支出は第1款水道事業費用を57万円増額し6億4,257万円とするものです。

第3条では、一般会計からの補助を受ける金額を3,657万円としています。

次に、2ページは補正予算実施計画となっておりますので、後ほどお目通しのほどお願いし、3ページをお願いいたします。

補正予算実施計画明細書です。

収益的収入及び支出といたしまして、収入の款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料は3,600万円の減額、項2営業外収益、目5他会計補助金、節1他会計補助金は3,657万円の皆増、支出の款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節22委託料は料金システム改修業務委託料57万円の増です。

以上で、承認第6号、令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 議長（高山由行君）



次に、人事関係に入ります。

議案第 33 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 高木雅春君。

#### 農林課長（高木雅春君）

それでは、議案第 33 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてを御説明いたします。

議案つづりは3ページとなりますが、説明は資料つづりにて行いますので、資料つづりの1ページをお願いいたします。

趣旨を御覧ください。議会の同意を得て任命することとなる農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、原則として認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければなりません。しかし、区域内の認定農業者等の数が少なく、原則どおりの委員構成とすることが困難ですので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めるものでございます。

次に、概要です。認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の要件とは、認定農業者等が少ない場合において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等またはこれに準ずる者とするについて議会の同意を得ることです。

委員の候補の状況は表のとおりです。委員候補者 14 名のうち、認定農業者等は5名であり、委員の過半数を下回ることとなりますが、委員の少なくとも4分の1の3.5人を上回り要件を満たすこととなりますので、議会の同意を求めるものです。

以上で、議案第 33 号について説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

#### 議長（高山由行君）

議案第 34 号から議案第 47 号までの御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第 48 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上 15 件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

#### 副町長（寺本公行君）

それでは、御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

農業委員候補者を推薦、または応募により募集し、今定例会において農業委員会等に関する

法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御嵩町農業委員会の委員等の定数を定める条例第2条の規定に基づき、委員定数は14人です。議会の同意は、委員一人一人について適任かどうかを判断すべき性質のものであります。したがって、委員1人につき1議案とさせていただきます。

ただし、提案理由の説明は議案第34号から議案第47号まで、都合14件を一括で行います。恐れ入りますが、その都度該当ページを開いていただきますようお願いいたします。

それでは、議案つづりは4ページ、資料つづりは2ページをお開きください。

まず議案第34号、奥村俊雄さん、昭和26年11月13日生まれの68歳、住所は御嵩町中切1506番地です。

議案第35号、日比野勝伸さん、昭和26年2月21日生まれ、69歳、御嵩町美佐野2999番地1。

議案第36号、山口由美子さん、昭和32年9月17日生まれ、62歳、御嵩町大久後7741番地。

議案第37号、青木友誉さん、昭和47年4月19日生まれ、48歳、御嵩町御嵩2400番地。

議案第38号、田中宣行さん、昭和30年12月28日生まれ、64歳、御嵩町御嵩18番地2。

議案第39号、田中豊雄さん、昭和31年12月9日生まれ、63歳、御嵩町御嵩312番地1。

議案第40号、奥村守由さん、昭和26年12月28日生まれ、68歳、御嵩町中2102番地10。

議案第41号、田中幹三郎さん、昭和46年4月17日生まれ、49歳、御嵩町中2390番地3。

議案第42号、石渡和美さん、昭和27年11月16日生まれ、67歳、御嵩町古屋敷432番地2。

議案第43号、金井育代さん、昭和25年1月22日生まれ、70歳、御嵩町伏見1351番地1。

議案第44号、鍵谷正さん、昭和42年12月15日生まれ、52歳、御嵩町伏見1014番地2の2。

議案第45号、鍵谷道隆さん、昭和28年1月22日生まれ、67歳、御嵩町伏見641番地。

議案第46号、鍵谷幸男さん、昭和15年3月1日生まれ、80歳、御嵩町伏見124番地7。

議案第47号、木村博子さん、昭和26年7月18日生まれの68歳、住所は御嵩町上恵土355番地3。

以上が14名の方の氏名、生年月日及び住所であります。任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となります。

資料つづり掲載の履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしくお願いたします。

次に、議案第48号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

議案つづり 18 ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会委員の定数は3人であり、その1人である桑下博行さんが2期6年お務めいただき、令和2年6月10日をもちまして任期満了となりました。引き続き、桑下博行さんを選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

桑下博行さんは昭和25年7月3日生まれの69歳、住所は御嵩町美佐野2867番地であります。

なお、再任後の任期は令和2年6月11日から令和5年6月10日までの3年間となります。

資料つづり 16 ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

次に、補正予算、条例などに入ります。

議案第49号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、議案第56号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

#### 総務防災課長（各務元規君）

それでは、2件続けて御説明いたします。

初めに、議案第49号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづり、ピンク色の令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1億5,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億2,806万円とする旨、規定しています。

第2条では債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正について規定しております。

4ページ、第2表 債務負担行為補正をお願いいたします。

本補正予算におきまして、1件の債務負担行為の追加をしております。

伏見小学校の外装・内装改修や屋根防水など大規模改造の設計を行うもので、令和3年度まで3,700万円を限度額とした債務負担行為を設定しております。

5ページに参りまして、第3表 地方債補正で1件の追加と、2件の変更をしております。

先ほど御説明しました伏見小学校大規模改造事業に、学校教育施設等整備事業債を充てるために新たに1,180万円を限度額とした起債1件の追加をお願いいたします。起債の方法、利率、

償還の方法については記載のとおりですので、後ほどお目通しをお願いいたします。

変更の1つ目、地方道路整備事業は、限度額を440万円増額し1,590万円に変更するものです。当初予定していた防災・安全交付金の交付決定額が減額となったこと、事業の財源を緊急自然災害防災対策事業債に変更したことに伴い、起債額を増額しております。

2つ目、消防自動車購入事業は、限度額を290万円増額し1,750万円とするもので、当初、車両本体のみを起債対象としていましたが、ポンプ部分の仕様が確定したことに伴い、起債対象経費を変更したため起債額を増額するものであります。

いずれの起債につきましても、起債の方法、利率、償還方法には変更はございません。

次に、歳入の補正について説明いたしますので8ページをお開きください。

歳入の説明をいたします。

款12 分担金及び負担金は、GIGAスクール事業に伴う共和中学校組合からの事業費負担分1,134万円を共和中学校基盤整備負担金として増額。

款14 国庫支出金は、民間の小規模保育事業所が体調不良児対応型病児保育事業を実施することに伴い、子ども・子育て支援交付金の増額、防災・安全交付金の内示に伴う減額、GIGAスクール事業に係る公立学校情報機器整備費補助金の追加、合わせて3,382万5,000円の増額。

款15 県支出金は、中山道みたけ館設置のまきストーブ購入に対する清流の国ぎふ推進補助金の追加、先ほどの体調不良児対応型病児保育事業の県補助分の増額、ため池機能廃止等事業の補助内示により農業農村整備事業補助金、合わせて3,394万5,000円の増額です。

9ページをお願いいたします。

目の消防費委託金は、高校生防災アカデミー事業が不採択となったため、学校安全総合支援事業委託金120万4,000円を皆減。

款16 財産収入は、柏屋を民間の活用事業者への売却に伴い、町有土地建物売払収入として300万円の追加。

款18 繰入金の目01 財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整により5,552万4,000円の繰入れと、目03 ふるさとみたけ応援基金繰入金は財源の組替えにより243万円の繰入れ減。

款20 諸収入は、可児才蔵武功伝承事業の採択に伴い長寿社会づくりソフト事業交付金として100万円を追加しております。

10ページ、款21 町債につきましても、先ほど第3表で御説明したとおりでございます。

11ページからは歳出となります。

款02 総務費の目08 まちづくり推進費は、柏屋売却に伴い更正登記をするため登記委託料として15万円の追加、目09 環境モデル都市推進費は、補助金採択に伴う財源組替え。

款 03 民生費は、歳入でも御説明申し上げた小規模保育事業所への民間保育園運営補助金として 447 万 2,000 円の増額。

款 06 農林水産事業費の目 04 農地費は、既存のため池の機能を廃止する工事を実施するため 3,149 万 5,000 円の増額です。

12 ページをお願いいたします。

款 07 商工費、目 03 の観光費は、可児才蔵の武功を伝承する事業として展示パネルなどの作製や才蔵の甲冑のレプリカを購入するなど合わせて 100 万円の増額。

款 08 土木費と款 09 消防費は、いずれも財源の組替えです。

13 ページに参りまして、款 10 教育費の目 02 事務局費は、G I G Aスクール事業実施に伴い児童 1 人につき 1 台のタブレット端末の購入費 9,466 万 5,000 円の追加、その下、項 02 小学校費は、先ほど第 2 表で説明しましたとおりで、伏見小学校大規模改造工事実施設計業務委託料として 1,584 万円を追加計上しています。

その下、項 03 中学校費は、英語学力検査手数料の追加と、G I G Aスクール事業実施に伴う共和中学校への御嵩町分の分担金、合わせて 533 万 4,000 円の増額。

最下段、項 04 生涯学習費は、伏見公民館での P C B 使用照明器具の取替え工事費として 114 万 4,000 円を追加計上しています。

14 ページには、今回債務負担行為の補正を行っておりますので調書を掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 49 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 56 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正条例は、議案つづりの 31 ページのとおりですが、資料にて御説明申し上げますので資料つづりの 31 ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が令和 2 年 3 月 27 日に公布、4 月 1 日より施行されたことに伴うものでございます。

改正の概要としまして、非常勤消防団員が公務により死亡や負傷をしたり疾病にかかる、またはこれらが原因で障害の状態となった場合には損害補償がなされます。その補償に係る補償基礎額を各階級及び勤務年数ごとに示した表のとおり改正するものであります。また、消防作業従事者などに対する損害補償に係る補償基礎額の最低金額についても表のとおり改正するものであります。併せて、障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の改正を行っております。

施行日は、附則におきまして第 1 項で公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日からの適用を

規定しています。

経過措置として、第2項において、改正後の規定は適用日以降に支給すべき事由に生じたものについて適用し、適用日前に生じた事由については従前の例によると規定しております。

32ページ以降の新旧対照表については、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

2件続けて説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

議案第50号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第53号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件の朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

#### 保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第50号、第53号、第54号の3件を続けて説明させていただきます。

初めに、議案第50号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ189万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,689万円とするものです。

それでは、明細について説明をさせていただきます。

4ページを御覧ください。

先に下段、歳出から説明をさせていただきます。

2の6の1の18、保険給付費の傷病手当金となります。こちらは新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者のうち、被用者である者に対する給付といたしまして189万円を計上しております。

続きまして、上段、歳入です。

3の1の1の2、県負担金の保険給付費等交付金、こちらは先ほど歳出で説明させていただきました傷病手当金に対する県の財政支援特別調整交付金として歳出と同額の189万円を計上しております。

なお、傷病手当金の給付につきましては、御嵩町国民健康保険条例の一部改正もあり、今回上程させていただいております。次の議案第53号の条例改正にて詳しく説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。



以上で、議案第 50 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第 53 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

お手元の議案書つづりは 24 ページ、資料つづりは 25 ページになります。資料つづりにて説明をさせていただきます。

改正の趣旨でございますが、令和 2 年 3 月 13 日に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなした措置を実施することとなり、国民健康保険において傷病手当金を給付することとなったため改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いがある被用者である国民健康保険の被保険者に対し、労務に服することができなくなった 4 日以上の期間につき、1 日当たりの支給額を乗じた額を傷病手当金として給付できるよう改正するものでございます。なお、1 日の支給額とは、直近の 3 か月の給与収入額等を就労日数で除したものの 3 分の 2 といったものになります。

期間は、令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日まで、なお入院が継続する場合は 1 年 6 か月までとなっております。

今回の傷病手当金につきましては、先ほど補正予算の歳入でも御説明させていただきましたが、全額国の特別調整交付金が充てられることとなっております。

施行日は公布の日、令和 2 年 1 月 1 日からの適用となります。

資料の 26 ページから 27 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 53 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。

続きまして、議案第 54 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書つづりは 26 ページ、資料つづりは 28 ページをお願いいたします。こちらも資料つづりにて説明をさせていただきます。

改正の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に属する介護保険第 1 号被保険者の保険料の減免を行うために改正するものでございます。

改正の内容ですが、第 12 条、保険料の減免要件といたしまして、その他特別の事情がある者を追加すること、また減免申請の提出期限について規定を追加するものでございます。



ここで、今回の減免について説明をさせていただきます。

減免の対象と割合の要件は2通りございます。

まず1つ目ですが、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が亡くなった、または重篤な傷病を負った第1号被保険者、こちらの減免割合は全額となります。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等、こちらは事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入、4つの収入になりますが、こちらの減少額が前年の10分の3以上であり、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下である第1号被保険者となります。こちらの減免割合につきましては、所得に応じ10分の8、もしくは全額となっております。なお、事業廃止や失業の場合は全額が減免となります。

減免の対象となる保険料は、令和2年2月から令和3年3月までの納期分でございます。

施行日は公布の日、令和2年2月1日からの適用といたします。

資料の29ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第54号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。

以上3件、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

#### 議長（高山由行君）

議案第51号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 金子文仁君。

#### 税務課長（金子文仁君）

それでは、議案第51号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案つづりは21ページであります。説明は資料にて行いますので資料つづり17ページをお開きください。

改正の趣旨といたしまして、新型コロナウイルス感染症による納税者への影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、御嵩町町税条例の一部を改正するものであります。

それでは、主な改正内容についての概要を御説明申し上げます。

1点目は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長です。消費税引上げに伴い、令和元年10月に導入されました軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置を、新型コロナ

ウイルス感染症の影響が拡大する中、国内の自動車需要を支える観点から、表にお示しましたとおり特例措置の期間を令和2年9月30日から令和3年3月末まで、6か月延長するものです。

2点目は、寄附金税額控除の特例です。こちらは令和3年1月1日施行となります。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により中止や延期された文化芸術、スポーツイベントのチケットなどを購入していた個人が、その払戻しを受けることを辞退した場合に、その金額分を寄附とみなし寄附金控除の対象とするものでございます。

その他の改正といたしまして、徴収猶予の特例の手続に関する規定を定めるもの、一定の要件に該当する中小事業者に対する固定資産税の軽減割合に関する規定を定めるもの、住宅借入金等特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅延した場合の適用期間を1年間延長する規定を定めるものでございます。

なお、住宅借入金等特別税額控除の規定につきましては、令和3年1月1日からの施行となります。

施行日につきましては、一部の規定を除きまして公布の日となっております。

18ページから21ページには条例改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますので、お目直しをお願いいたします。

以上で、議案第51号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

議案第52号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 財産の無償貸付について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 小木曾昌文君。

#### 福祉課長（小木曾昌文君）

議案2つを続けて御説明申し上げます。

まず議案第52号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりは23ページですが、説明は資料にて行いますので資料つづり22ページをお開きください。

改正の趣旨としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことを受けまして、御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の関係部分を改正するものであります。

概要といたしまして、1. 家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和としまして、引き続き必要な教育及び保育が提供できる措置を講じている場合には、連携施設の確保を不要とするものであります。

2. 居宅訪問型保育事業における保育の提供の緩和として、保護者の疾病、疲労その他の身体上・精神上、もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合に居宅訪問型保育の実施を可能とするものであります。

施行日は公布の日といたします。

23 ページ、24 ページには改正条例に伴う新旧対照表を掲載しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で、議案第 52 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 58 号 財産の無償貸付について、議案つづりの 34 ページをお開きください。

町が所有します土地の無償貸付けにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 貸付けする土地は、御嵩町顔戸字大門東 1102 番 3 ほか含む 5 筆、台帳面積は合計 2,388.67 平方メートルであります。2. 貸付けの相手方、御嵩町中 1151 番地 24、特定非営利活動法人ささゆり、理事長 蔵澄孝治。3. 貸付けの目的、共同生活援助等社会福祉施設用地として貸し付けるものであります。4. 貸付けの期間、本契約の締結の日から 10 年間とし、貸主または借主が期間満了の日の 3 か月前までに契約の更新をしない旨の通知をしない場合は、本契約と同一の条件をもって更新するものとし、以降同様とするものであります。5. 貸付けの理由、本町の障害者福祉施策の一層の推進に寄与するものと考えております。

資料つづり 40 ページには土地の無償貸付仮契約書、42 ページには土地の位置図、43 ページには公図の写しをお示ししておりますので、御確認をしていただき、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で、議案第 58 号の説明を終わります。

#### 議長（高山由行君）

議案第 55 号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、議案第 61 号 財産の取得について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

#### 企画課長（山田敏寛君）

議案第 55 号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法

律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの27ページから30ページに議案となります条例全文を掲載しておりますが、資料にて御説明いたしますので資料つづり30ページを御覧ください。

制定趣旨は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、工場立地に関する準則の規定に代えて適用すべき準則を定め、工場の新設・増設を行う際の緑地、環境施設の面積率を緩和するものでございます。

概要ですが、1. 対象区域は平芝工業団地、2. 緑地については、現在、法準則により20%以上となっております、3. 環境施設については、現在、法準則により25%以上となっております。これを4の緑地率及び環境施設率についての表のとおり、緑地について5%以上、環境施設について10%以上とするものであります。

なお、対象となる事業者は、経済産業省の地域未来牽引企業の選定を受けた企業であり、緩和により企業の成長・発展を促してまいります。

施行日は公布の日です。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

続きまして、議案第61号 財産の取得について御説明いたします。

議案その2、1ページをお願いいたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する物品はふれあいバス1台。取得の方法は指名競争入札。取得金額は2,154万9,000円。取得の相手方は御嵩町比衣172番地5、ミタケ自工有限公司、取締役 吉田和彦であります。

資料つづりその2の1ページをお願いいたします。

ここでは売買仮契約書、そして2ページには入札執行結果公表一覧表を掲載しておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で、議案第61号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

#### **議長（高山由行君）**

議案第57号 工事請負契約の変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 筒井幹次君。

#### **亜炭鉱廃坑対策室長（筒井幹次君）**

それでは、議案第57号 工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

議案つづりの33ページをお願いいたします。

令和元年御嵩町議会第4回定例会、議案第57号で議決されました工事請負契約を変更する

ため、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的は、平成 30 年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業第 2、3 期防災工事です。2. 契約の金額「19 億 7,335 万 4,440 円」を「18 億 3,055 万 1,040 円」に変更するものであります。3. 変更の理由は、工事内容の精査による減額です。4. 契約の相手方は、飛島・大日本土木・國本起業特定建設工事共同企業体、代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は大日本土木株式会社並びに株式会社國本起業です。

続いて、資料つづりの 37、38 ページをお願いいたします。

こちらには工事請負仮変更契約書の写しを添付しております。工事内容と請負代金を変更する仮契約を令和 2 年 5 月 18 日に締結しております。

また、1 枚めくっていただきまして、39 ページをお願いいたします。

工事の施工区域を示した図面を掲載しております。施工箇所は、中地内、桃井病院の南側、県道御嵩・可児線から国道 21 号北側までの一帯と、田原医院周辺の国道 21 号を挟んだ南北の一帯となります。

この第 2、3 期防災工事は、当初契約しておりました第 2、3 期地区に図面に少し濃い色で網かけをしました第 5 の 2 期地区を追加し、工事を行っております。この追加しました第 5 の 2 期地区において、削孔作業がほぼ終了し、想定される充填量の減少と第 2、3 期地区の実充填量など減額要素が見えてまいりましたので、今後、早期に追加発注等の対応を進めるため工事請負金額を減額するものであります。

工事概要としましては、右下の枠内に各工種の変更前と変更後の数量を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、議案第 57 号 工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

議案第 59 号 御嵩町行政区域内の可児市道の認定の承諾について、議案第 60 号 重複認定道路の管理に関する協議について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 早川均君。

#### 建設課長（早川 均君）

それでは、議案つづり 35 ページをお願いいたします。

議案第 59 号 御嵩町行政区域内の可児市道の認定の承諾について、道路法第 8 条第 4 項の規定により、御嵩町行政区域内の可児市道の認定の承諾について議会の議決を求めるものでございます。

1. 認定箇所は、起点、可児市柿田字月田 439 番地 1 地先、終点、御嵩町顔戸字尻無 222 番

地先、路線名は可児市道 3042 号線であります。2. 重複箇所は、起点、御嵩町顔戸字三次子 200 番地 6 地先、終点、御嵩町顔戸字尻無 222 番地先になります。

続きまして、資料つづり 44 ページを御覧ください。

こちらには可児市道を御嵩町行政区域内において認定する箇所を示した位置図でございます。可児市が進めておられる（仮称）可児御嵩インターチェンジ工業団地事業に伴いまして、御嵩町道の上に可児市道を重複認定する部分を表しております。

重複する町道は、町道中 213 号線と町道中 238 号線になり、重複する道路延長は 335.4 メートルでございます。重複認定する可児市の路線名は、可児市道 3042 号線となります。

以上が、議案第 59 号 御嵩町行政区域内の可児市道の認定の承諾についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案つづり 36 ページをお願いいたします。

議案第 60 号 重複認定道路の管理に関する協議について、道路法第 16 条第 2 項の規定によりまして、御嵩町道と可児市道の重複する部分の管理方法につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

1. 重複する部分の路線名は、御嵩町道中 213 号線、御嵩町道中 238 号線であります。2. 重複箇所は、起点、御嵩町顔戸字三次子 200 番地 6 地先、終点、御嵩町顔戸字尻無 222 番地先です。3. 重複する部分の管理は、(1)管理、可児市が行う。(2)改良、可児市及び御嵩町が別に協議して行うとしております。

続きまして、資料つづりの 45 ページを御覧ください。

こちらには可児市が管理する道路と御嵩町が管理する道路との区域が重複する部分の管理に関する協定の案でございます。先ほど御説明した内容につきまして、第 3 条 2、重複部分の管理は可児市が行う旨が、第 5 条に、重複部分の改良については可児市及び御嵩町が別に協議して行う旨が記載をされているところでございます。

以上、議案第 60 号 重複認定道路の管理に関する協議についての説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**議長（高山由行君）**

ここで、暫時休憩いたします。再開予定時刻は 11 時 35 分とします。

午前 11 時 21 分 休憩

---

午前 11 時 35 分 再開

**議長（高山由行君）**

休憩を解いて再開します。



---

## 議案の審議及び採決

### 議長（高山由行君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり同意されました。

---

### 議長（高山由行君）

議案第34号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。



〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 34 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 34 号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第 35 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 35 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 35 号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第 36 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 36 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 36 号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第 37 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 37 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 37 号は原案のとおり同意されました。

---

**議長（高山由行君）**

議案第 38 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 38 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 38 号は原案のとおり同意されました。

---

**議長（高山由行君）**

議案第 39 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 39 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 39 号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第 40 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 40 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 40 号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第 41 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 41 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 41 号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第 42 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 42 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 42 号は原案のとおり同意されました。

---

議長（高山由行君）

議案第 43 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 43 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 43 号は原案のとおり同意されました。

---

議長（高山由行君）

議案第 44 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。



これで討論を終わります。

これより議案第 44 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 44 号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第 45 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 45 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 45 号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第 46 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12 番 谷口鈴男君。

**12 番（谷口鈴男君）**

議案第 46 号につきまして、資料として履歴書を頂いておりますが、これ事実確認だけしたいと思いますが、平成 19 年 3 月から平成 19 年 7 月まで御嵩町議会議長の歴任ということになっておりますけれども、事実関係だけ確認をしていただければありがたいと思いますが。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

私が張本人ですので、一番分かっております。平成 19 年 3 月といいますと、柳川町長が任期が来るということで、次、誰が町長になるのかという選挙を予定されていたと。その時点で私は町議会の議長でしたので、立候補が決まったものの少なくとも責任として新しい議長を決めなきゃいけないということで、3 月定例会最終日に鍵谷幸男さんに議長就任と、そんな運びになりました。これは全会一致でありましたので、彼はその 7 月になると引退をするということも条件にあったものですから、私が推薦したわけではありませんけれど、議員の皆さんで話し合っただけで全会一致で鍵谷幸男さんを議長とされた。7 月になって議員の任期が来ましたので、議員を引退されたということです。僅か三、四か月を議長としてお務めになったということです。

**議長（高山由行君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 46 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 46 号は原案のとおり同意されました。

---

**議長（高山由行君）**

議案第 47 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12 番 谷口鈴男君。

**12 番（谷口鈴男君）**

この議案第 47 号につきましては、事務方の説明によりますと団体推薦ということで、御嵩町商工会からの推薦であるという報告を受けておりますが、これ推薦状とか何とか出ておるわけですか。それとも商工会の議事録で推薦の決定と、そういうものは何かあるんですか。

**議長（高山由行君）**

農林課長 高木雅春君。

**農林課長（高木雅春君）**

それでは、谷口議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、応募または団体の推薦という形で農業委員会の委員を募集させていただきました。そのときに申請、応募用紙のほうに団体の推薦がございますときにはこの団体の会長様の署名、捺印をもってしていただくような様式になっておりますので、そこで商工会の会長さんのほうからの署名、捺印付の応募用紙が提出されましたので団体の推薦という扱いとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**議長（高山由行君）**

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 47 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 47 号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（高山由行君）

議案第 48 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 48 号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 48 号は原案のとおり同意されました。

---

#### 散会の宣告

#### 議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月16日午前9時より開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前 11 時 55 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長            高   山   由   行

署 名 議 員            清   水   亮   太

署 名 議 員            福   井   俊   雄

